

農林水産物・食品の海外での模倣品対策を支援します

～知的財産の保護・活用等を検討してみませんか？～

農林水産省では、海外において、日本の農林水産物・食品の模倣品・侵害品への対策・対応を進めるため、弁護士や弁理士等に、無料で、助言や具体的な対策などを相談できる相談窓口を開設しています。

相談
無料

ご関心のある方は、下記の【連絡先】までご連絡ください。

ご相談例

- ・店舗やオンラインショッピングサイトで、自社商品の偽物らしき商品を発見したが、対処方法が分からない
- ・自社商品が模倣されないか心配で海外での模倣品対策に関心があるが、具体的に何から始めればよいか分からない
- ・海外で自分たちに関係のない第三者に商標等を登録されてその対応に困っている

【相談対象者】

海外における模倣品対策を希望される方

※日本国内、海外にお住まいの方どちらからでもご相談可能です。

【連絡先】

台湾 農林水産物・食品輸出支援プラットフォーム

E-mail：taiwan-pf-k1(at)tp.koryu.or.jp

(※送信の際は(at)を@に変えてください。)

※ご相談頂く際は、以下情報について、ご存知の範囲でご提供ください。

- ✓ お名前・貴社（貴団体名）・ご連絡先（メールアドレス、電話番号）
- ✓ 実際の模倣品・侵害品または模倣品・侵害品に対する予防対策を講じたい商品名、写真（スクリーンショット）等
- ✓ （実際に模倣品・侵害品がある場合）発見日時・場所（ウェブサイト上で発見した場合はそのサイトのURL等）

※当該事業は農林水産省の事業の一部であり、予算の執行状況等によりご希望に添えない可能性もございますので、予めご了承ください。